

平成 21 年 6 月 1 日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2006～2008

課題番号：18730033

研究課題名（和文） 国際司法裁判所の「固有の権限」論

研究課題名（英文） Inherent Powers of the International Court of Justice

研究代表者

岩本 禎之（李 禎之）（IWAMOTO YOSHIYUKI）

長崎県立大学・国際情報学部・准教授

研究者番号：20405567

研究成果の概要：本研究では、明示の根拠規定を欠く国際司法裁判所の裁量行為を基礎付ける「固有の権限」について考察した。関連する判例の分析から、「固有の権限」は、裁量行為に対する一貫した規律をもたらず基盤を欠いており裁判所の恣意による濫用の傾向を示しつつも、訴訟の発展性と安定性の均衡を図りながら紛争の解決を目指す国際司法裁判所の柔軟な司法政策を法的に正当化する理論として援用されていることを実証的に明らかにした。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	700,000	0	700,000
2007年度	600,000	0	600,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
総計	1,900,000	180,000	2,080,000

研究分野：国際法

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際司法裁判所、固有の権限、手続裁量、提訴、判決理由、請求

1. 研究開始当初の背景

(1) 国際裁判の管轄は、紛争の前後を問わないとはいえ、紛争当事国の同意に基づいている。この原理的な制約にもかかわらず、現在では様々な分野で国際的司法機関が設置され、国際社会における紛争処理の「司法化」ともいわれる現象が現出している。しかし、この法現象の意義と限界を正確に考察するには、分権的秩序における司法機能の特質ならびにそれが有効に機能する条件を明らか

にする必要がある。

(2) こうした問題意識のもと、本研究代表者は、最も普遍的かつ一般的な国際的司法機関である国際司法裁判所（ICJ）を対象として、その司法過程の実態を解明し、国際社会の現実に即した裁判理論および紛争処理理論の構築を目指す研究に取り組んできた。現在までに、訴えの提起およびその変更、反訴、訴えの取下げの各手続を取り上げ、訴訟当事国と裁判所との相互活動によって訴訟対象

となる「紛争」が形成されること、そして裁判所の活動が当事者の満足に基礎を置く紛争「解決」に向けられていること、を実証してきた。本研究課題は、個別具体的な手続を取り扱った上述の先行研究により得られた結論を補強・発展させるものであり、裁判所の法的権限を基軸としつつ動態的な司法過程の理論体系を実証的に構築するものであると位置づけられる。

(3)本研究が対象とする「固有の権限」については、その性質、範囲および限界に関する体系的な先行研究が国内外を問わずほとんど存在せず(P. Gaeta, “Inherent Powers of Internatinal Courts and Tribunals”, in V.C.Vohrah *et al.* (eds.), *Man s inhumanity to Man*, pp. 353-372, 2003 は、権限の「淵源(source)」に視点を置いて演繹的にその範囲と限界を考察しており、権限の「内容(contents)」を帰納的に把握しようとする本研究課題とはその問題意識も研究手法も異なる。) 個別的な判例評釈(例えば、E.Lauterpacht, “Partial Judgment and the inherent jurisdiction of the International Court of Justice”, in V. Lowe and M. Fitzmaurice(eds.) *Fifty Years of the International Court of Justice*, pp. 465-486, 1996 を参照)や訴訟手続の解説(G. Fitzmaurice, *The Law and Procedure of the International Court of Justice*, 1986; S. Rosenne, *The Law and Practice of the International Court 1920-1996*, 1997; M.Vincent Coussirat-Coustère *et al.* “La procédure devant les juridictions internationales permanentes”, in *La jurisdiction internationale permanente*), pp. 103-165, 1986; H. Thirlway, “The Law and Procedure of the International Court of Justice 1960-1986 Part 9”, *BYIL* Vol.

69, pp. 1-83, 1999 を参照)における散発的な考察に留まっている。したがって、欧米の研究状況を考慮しても、当該主題に関する体系的な考察である本研究は極めて貴重なものであるといえる。

2. 研究の目的

本研究は、手続法による明示的規律が及んでいない ICJ の裁量行為を法的権限の観点から整理・分析することにより、ICJ の司法政策を考察することをその目的とした。近年の争訟事件数の増加、とりわけ外交戦略の一環としての ICJ 利用に伴い、訴訟手続および判決形成に関する職権的裁量行使が顕著になってきている。そして、こうした裁量行使の基盤は、手続法規定ではなく司法機能に内在する権限に求められ、一般に「固有の権限(inherent power)」と呼ばれている。しかし、この権限の性質および範囲は必ずしも明らかではなく、それらは「司法機能」や「よき司法運営」という概念を如何に理解するか依存していると考えられる。そのため、本研究は、「固有の権限」を根拠とした ICJ の裁量行為を判例から抽出し、それらを「訴訟進行に関わる裁量」と「判決形成に関わる裁量」とに大別して整理することにより、ICJ の裁量行使を規律する原理を明らかにすることを試みる。この考察により、「固有の権限」論の意義と限界を実証的かつ理論的に確定し、国際社会における司法機能の特質を解明する手がかりとする。

3. 研究の方法

(1)まず、「訴訟進行に関わる裁量」について、その行為類型を整理し、判決(多数意見および少数意見)のみならず、訴訟記録(Pleadings)をも含めた徹底的な判例分析

を行う。具体的には「職権的な訴訟の打ち切り」と「訴訟当事国への差し戻し」を取り上げ、前者の事例としてムートネス法理を根拠とした事例（北部カメルーン事件：1963年判決および核実験事件：1974年判決）、明白な管轄権欠如を根拠とした事例（武力行使の合法性事件（ユーゴスラビア対米国、ユーゴスラビア対スペイン）：1999年仮保全措置命令）およびその他の事由の可能性（武力行使の合法性事件：2004年判決）について分析する。そして、後者の事例としてカタールとバーレーンの海洋境界画定および領土問題事件（管轄権第一段階、1994年判決）を取り上げる。以上の分析を通じて、訴訟進行に関する「固有の権限」論の論理構造および裁判所により考慮され得る要素を明らかにする。

(2)次に、「判決形成に関わる裁量（1）判決理由の選択」について、判決および訴訟記録による徹底的な判例分析を行う。判決理由選択権限の根拠とされる先例（未成年者後見に関する1902年条約の適用事件：1958年判決）の射程を明らかにした後、審理順序を変更したオイル・プラットフォーム事件（本案、2003年判決）、ならびに関連類似事件および先行手続における判断とは異なる判決理由を採用した武力行使の合法性事件（先決的抗弁、2004年判決）を分析する。以上の分析を通じて、判決形成、とりわけ判決理由の選択に関する「固有の権限」論の論理構造および裁判所により考慮され得る要素を明らかにする。

(3)そして、「判決形成に関する裁量（2）請求主題の特定」について、請求解釈権に関わる判決、ならびにそれらの訴訟記録を含めた徹底的な判例分析を行う。具体的には、請求解釈権の起源をなすとされる先例の論理を整理し、その一般的適用性を検討した後、関連する諸判例を分析する。以上の判例分析

により、判決形成における請求の特定に関して、「固有の権限」論の論理構造および裁判所により考慮され得る要素を明らかにする。

4. 研究成果

(1)本研究の主な成果は、年度毎に以下の通り整理することができる。

まず2006年度は、「固有の権限」を根拠とし得る国際司法裁判所の裁量行為のうち、「訴訟進行に関わる裁量」について、その行為類型を整理し、関連する判例および訴訟記録を分析・評価した。その際、判例から仮説的に抽出した行為類型である「職権的な訴訟の終了」（訴訟打切命令）及び「当事国への差し戻し」を提訴手続との関連で整理し、それぞれにつき分類の妥当性及び「固有の権限」との関連性を精査した。その結果、以下のような知見を得ることができた。

訴訟打切命令に関しては、その根拠として（ ）明白な管轄権の欠如と（ ）提訴手続の不存在（英国型のムートネス）（ ）「よき司法運営の確保」に分類することが可能であった。そして、これら類型に属する事例の分析から、裁判所は手続裁量を管轄権の存否しいては訴訟当事国の意思との関連で慎重に行っていることが明らかとなった。ただし、これら手続裁量の行使は、「固有の権限」によって根拠付けられねばならない理論上の必然性はなく、裁判所規程36条6項や同規程48条により根拠付けをはかる学説も有力であった。この点において、「職権的な訴訟の終了」であると同時に、管轄権の不行使に該当する事例（北部カメルーン事件及び核実験事件）は区別されるべきであり、これらは当事国意思から離れた司法適切性の考慮による裁量行使の事例として（米国型のムートネス）本来的な意味において「固有の権限」論が機能し得る領域であるといえる。

また、「訴訟当事国への差し戻し」においても、同措置は裁判所が同意原則の内実化を試みた措置であったと位置付け可能である一方で、「固有の権限」をその根拠とするか学説上も一致していないことが確認された。

次に、判決形成、とりわけ判決理由の選択に関する「固有の権限」論の論理構成を明らかにすることを目的として（2007年度）、関連判決および訴訟記録の分析を行うことにより以下の知見を得た。

未成年者後見に関する1902年条約の適用事件（1958年判決）から、裁判所は申立てから請求と理由とを分離できること、および判決の基礎とする理由を選択する「自由」が一定の申立ての排除を可能とする法理として利用されたこと、が確認された。

しかし、その後の判例における本件の援用をみると、オイル・プラットフォーム事件（本案、2003年判決）では、全く異なる文脈（当事者の申立てにない裁判所の判断）において裁判所の処理を正当化するために利用され、武力行使の合法性事件（先決的抗弁、2004年判決）に至っては、判決理由選択自由の法理の適用自体が否定されているのであった。

これらの判例からは、判決理由選択自由の法理の適用に一貫した基盤を見出すことが困難であるといえよう。つまり、判例研究によって、裁判所のいう判決理由の選択は共通する法的根拠を欠いており、そうした裁量行使を制約する原理も存在していないことがわかった。こうした裁量行使を「固有の権限」という概念により基礎付けることは、裁判所の恣意的な判決形成を正当化するのみであり、法的安定性を著しく毀損するように思われる。本年度の研究からは、「固有の権限」として裁判所の裁量行使を根拠付ける立論が理論的にも実践的にも制約を有すべきことを明らかにしたといえる。

最後に、2008年度は、「判決形成に関する裁量（2） 請求主題の特定」につき、請求解釈権に関わる判決の分析を行った。関連判例の分析の結果に得た知見は以下の通り。

国際司法裁判所では提訴の受理要件を紛争主題に限定する柔軟な制度が採用されており、申立て（一方的提訴の場合）ないし付託合意（合意提訴の場合）の取扱いを通じて裁判所が請求の形成に関与できることを明らかにした。

そして、請求の特定に際して裁判所は自らが判断する「現実の紛争」に照らして管轄権や紛争主題を解釈・決定することで請求を特定していることを実証できた。こうした裁判所による請求の解釈・特定の権限は、学説上、「固有の権限」と理解されており、設立文書等に明文規定を欠く裁判所の実行を正当化する理論として「固有の権限」論が通用性を持っていることを確認できた。確かに「固有の権限」は裁判所の「機能」を存立基盤とするため、その「機能」理解によっては如何なる実行も正当化する可能性を持つが、請求解釈に関しては「固有の権限」の存在自体に争いが無いことも判例上みてとれた。

以上の分析を通じて、裁判所による請求の解釈・特定は「固有の権限」の行使として行われており、当該権限行使は「訴訟の発展性」と「訴訟の安定性」を考慮することで規律されることが明らかとなった。つまり、相対立する要因（訴訟の「発展性」と「安定性」）の均衡を内実とする「よき司法運営（la bonne administration de la justice）」概念により、請求の特定をめぐる裁判所の裁量行使はその妥当性を評価されるべきであると結論付けられる。

(2) 上述の成果は、以下のように位置付けられよう。本研究は、従来の議論においてブラックボックスと化していた「固有の権限」

について、行為類型ごとの判例分析によって、裁判所の考慮要因を明らかにし、「固有の権限」が拠って立つ基盤（司法機能、よき司法運営）の内実を具体的に考察することを可能にした。その結果、「固有の権限」は ICJ において必ずしも一貫した基盤を持っているわけではなく、訴訟の発展性と安定性の均衡を図りつつ紛争の「解決」を目指す柔軟な司法政策を法的に正当化し得る至便な法理として裁判所に利用されている実態が明らかとなったのである。この結論は、現在の欧米において一般化しつつある理論構成、つまり「固有の権限」を実体的な概念と理解して演繹的に裁判所の行為を正当化する立論（例えば、Chester Brown, *A Common Law of International Adjudication*, 2007 を参照）が、ICJ の実行分析においては必ずしも有用ではないことを示唆しているのであり、ICJ の実行およびその理論的基礎を巡る近年の議論状況に一石を投じるものといえるであろう。

(3) 今後の展望としては、管轄権規則の観点から「固有の権限」を考察する必要性、より正確には、手続規則と管轄権規則の関係把握が「固有の権限」論に与える影響を解明する必要性が指摘できよう。本研究では、「固有の権限」が独自に機能する可能性がある領域（管轄権不行使の事例）については問題の所在を指摘するに止まった。これは本研究が手続裁量の観点から分析するという研究方法を採用したことに起因しており、管轄権規則の観点からも、改めて検討することにより、「固有の権限」論をより体系的に位置づけることができるものと考えられる。

5. 主な発表論文等 (研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 1件)

李禎之「国際司法裁判所による請求の規律」『国際法外交雑誌』第107巻4号、19-41頁、2009年、査読有り

[学会発表](計 2件)

李禎之「国際司法裁判所による請求の規律」国際法学会、2008年5月10日、南山大学

李禎之「国際司法裁判所への提訴とその法的規律」九州国際法学会、2007年7月7日、九州大学

[図書](計 1件)

李禎之『国際裁判の動態』信山社、2007年、194頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岩本 禎之(李 禎之)(IWAMOTO YOSHIYUKI)
長崎県立大学・国際情報学部・准教授
研究者番号：20405567

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし